

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
00には「1」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告される場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「2」と書き、令和2年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例3】（20ページから21ページ）を参照してください。

申告書B第一表(上部)

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 A市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

性別 男

生年月日 3/37/01/12

職業 会社員

収入金額等

収入金額等	金額
給与	11,800,000
退職金	9,600,000
配当	1,550,000
雑所得	1,241,000
合計	23,191,000

所得金額

所得金額	金額
給与所得	9,600,000
雑所得	1,241,000
合計	10,841,000

第一表(令和元年分以降)

申告書作成後、押印します。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告の種類を表示します。
株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表(9欄へ(10ページ))

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

A市××町1-23-9

国税 一郎

項目	金額
給与・賞与	11,800,000
退職金	9,600,000
配当	1,550,000
雑所得	1,241,000
合計	23,191,000

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

A市××町4-2-3

株式会社 ○○産業

項目	金額
給与・賞与	11,800,000
退職金	9,600,000
配当	1,550,000
雑所得	1,241,000
合計	23,191,000

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・

第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

申告書B第二表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 A市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

収入金額 11,800,000

必要経費等 1,241,000

所得の内訳

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
給与	11,800,000	1,241,000	10,559,000
雑所得	1,241,000	0	1,241,000
合計	13,041,000	1,241,000	11,800,000

第一表(11ページ)

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（一部の保険料や掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）。

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑪ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑫ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

この事例では、株式等をお売りになった方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、「⑰～⑱配偶者（特別）控除」欄は記載しません。
扶養控除については8ページ及び「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の17ページから18ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票				
A市××町1-23-9				
給与・賞与	11 800 000	9 600 000	1 550 000	1 241 000
控除額	120 000	100 000	50 000	
所得金額	900 000	100 000	50 000	

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑩	9 000 000
小規模企業共済等掛金控除	⑪	
生命保険料控除	⑫	1 000 000
地震保険料控除	⑬	500 000
寡婦・寡夫控除	⑭	0 000
勤労学生・障害者控除	⑮	0 000
配偶者(特別)控除	⑯	0 000
扶養控除	⑰	0 000
基礎控除	⑱	3 800 000
⑩から㉑までの計	㉑	1 430 000
雑損控除	㉒	
医療費控除	㉓	
寄附金控除	㉔	
合	㉕	1 430 000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表㉕欄へ(10ページ)

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑰～⑱欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

【配偶者(特別)控除額】

	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円

⑲ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

【扶養控除額】

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

㉑ 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

⑤ 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 〇〇 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ
氏名 国税 一郎

収入金額
① 一般株式等 350,000
② 上場株式等 2,400,000
③ 山林 0
④ 退職 0
⑤ 雑所得 0
⑥ 雑所得 0
⑦ 雑所得 0
⑧ 雑所得 0
⑨ 雑所得 0
⑩ 雑所得 0
⑪ 雑所得 0
⑫ 雑所得 0
⑬ 雑所得 0
⑭ 雑所得 0
⑮ 雑所得 0
⑯ 雑所得 0
⑰ 雑所得 0
⑱ 雑所得 0
⑲ 雑所得 0
⑳ 雑所得 0
㉑ 雑所得 0
㉒ 雑所得 0
㉓ 雑所得 0
㉔ 雑所得 0
㉕ 雑所得 0

所得金額
① 一般株式等 152,500
② 上場株式等 583,800
③ 山林 0
④ 退職 0
⑤ 雑所得 0
⑥ 雑所得 0
⑦ 雑所得 0
⑧ 雑所得 0
⑨ 雑所得 0
⑩ 雑所得 0
⑪ 雑所得 0
⑫ 雑所得 0
⑬ 雑所得 0
⑭ 雑所得 0
⑮ 雑所得 0
⑯ 雑所得 0
⑰ 雑所得 0
⑱ 雑所得 0
⑲ 雑所得 0
⑳ 雑所得 0
㉑ 雑所得 0
㉒ 雑所得 0
㉓ 雑所得 0
㉔ 雑所得 0
㉕ 雑所得 0

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	①	350,000	2,400,000
その他の収入	②		
小計(①+②)	③	350,000	2,400,000
取得費(取得価額)	④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料	⑤		16,200
小計(④+⑤)	⑥	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)	⑦		
差引金額(③-⑥-⑦)	⑧	152,500	583,800
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)	⑨		
所得金額(⑧-⑨)	⑩	152,500	583,800
本年分差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑪		
繰越控除後の所得金額(※4)	⑫	152,500	583,800

合計所得金額(6ページ参照)

この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の 所得金額「⑨合計」欄の金額

ロ 第三表の 所得金額「④一般株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の 所得金額「⑥上場株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,600,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,800円
合計所得金額	10,336,300円

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額」[⑨合計]欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[②⑤合計]欄に記載した金額(8ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,430,000円)が⑨欄の金額(9,600,000円)から引ききれteいますから、その残額である8,170,000円を⑦⑩欄に書き、⑥④欄、⑥⑤欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑦⑩欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
8,170,000円	× 0.23	- 636,000円	= 1,243,100円 (⑦⑩欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑦⑩欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑦⑩欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額	22,800円	+ 87,450円	= 110,250円 (⑦⑩欄に書きます。)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

F A 0 1 2 5		第一表 (令和元年分以降)
氏名	国税 一郎	第一表
職業	会社員	令和元年分以降
住所	〒337-0112 東京都中央区	令和元年分以降
生年月日	3/37/01	令和元年分以降
性別	男	令和元年分以降
婚姻状況	独身	令和元年分以降
所得の種類	給与所得	令和元年分以降
所得の金額	9,600,000円	令和元年分以降
所得から差し引かれる金額	1,430,000円	令和元年分以降
課税される所得金額	8,170,000円	令和元年分以降
総合課税の税額	1,243,100円	令和元年分以降
分離課税の税額	110,250円	令和元年分以降
源泉徴収税額	1,407,000円	令和元年分以降
申告納税額	1,407,000円	令和元年分以降
延納納税額	0円	令和元年分以降
延納届出額	0円	令和元年分以降

転記します。

「②⑤配当控除」、「③⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③①～③③政党等寄附金等特別控除」、「③⑤～③⑦住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

③⑧ 差引所得税額

②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③①～③③欄、③⑤～③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④④ 再差引所得税額(基準所得税額)

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④① 復興特別所得税額、④② 所得税及び復興特別所得税の額

④④欄の金額に2.1%を乗じた金額を④①欄に書いてください。また、④④欄の金額と④①欄の金額の合計額を④②欄に書いてください。

④④ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 申告納税額

④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「④⑦納める税金」の2分の1以上の金額を令和2年3月16日(月)までに納付することにより、その残額を、令和2年6月1日(月)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。